

平成24年5月31日制定

令和3年3月31日改正

令和6年4月1日改正

CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及びCASBEE 京都 - 改修  
並びに戸建住宅における環境配慮性能の評価の提出に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「CASBEE 京都 - 既存」、「CASBEE 京都 戸建 - 既存」及び「CASBEE 京都 - 改修」並びに「戸建住宅における環境配慮性能の評価」の提出に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、次の各号に定めるもののほか、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）及び同施行規則において使用する用語の例による。

- (1) この要綱において「戸建住宅」とは、「一戸建専用住宅」をいい、併用住宅を除く。
- (2) この要綱において、「戸建住宅における環境配慮性能の評価」とは、「CASBEE 京都 戸建 - 新築」のうち、標準システムの評価をいう。

(CASBEE 京都 - 既存の提出)

第3条 竣工後1年以上経過した建築物（戸建住宅を除く。）を所有する者は、CASBEE 京都届出書（第1号様式）正本1部及び副本1部に、それぞれ、別表に掲げる図書を添えたもの及びCASBEE 京都 - 既存の電磁的記録（CD、DVD等）1部を市長に提出することができる。

(CASBEE 京都 戸建 - 既存の提出)

第4条 第3条の規定はCASBEE 京都 戸建 - 既存を提出する場合について準用する。この場合において、「建築物（戸建住宅を除く。）」とあるのは「戸建住宅」と、「CASBEE 京都 - 既存」とあるのは「CASBEE 京都 戸建 - 既存」と読み替えるものとする。

(CASBEE 京都 - 改修の提出)

第5条 第3条の規定はCASBEE 京都 - 改修を提出する場合について準用する。この場合において、「所有する者」とあるのは「改修しようとする者」と、「CASBEE 京都 - 既存」とあるのは「CASBEE 京都 - 改修」と読み替えるものとする。

第6条 （削除）

(公表)

第7条 市長は第3条から第5条までの提出があったときは、建築主の同意を得たうえで、速やかに、その旨及びその内容を公表しなければならない。公表内容は、別表に掲げる資料のうち、1項、2項、7項及び8項とする。

(変更)

第8条 建築主は、第3条から第5条までの提出の内容に変更が生じたときは、CASBEE 京都変更届出書（第2号様式）正本1部及び副本1部に、それぞれ、別表に掲げる図書のうち変更が生じたものを添えたもの及び変更後のCASBEE 京都の電磁的記録（CD、DVD等）1部を速やかに市長に提出しなければならない。

(建築物環境配慮性能の表示)

第9条 建築主は、第3条から第5条までの提出について、条例第59条第1項又は第2項の規定の例により当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をし、又は同条第3項の規定の例により当該建築物の販売の代理若しくは媒介を行う者に対して当該建築物に係る建築物環境配慮性能の表示をさせるよう努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 別表

項	資料の種類		備考
1	CASBEE 京都 により作成 した資料	結果シート	評価マニュアル参照
2		メインシート	
3		解説シート	
4		計画書シート	
5		係数シート	
6		CO <sub>2</sub> 計算シート	
7		スコアシート	
8		独自システム評価結果シート	
9	CASBEE 戸建評価員登録証及び登録証明書の写し		任意提出とする。
10	図面等	付近見取図・配置図	改修部分については、既存図及び改修図の双方を提出すること。  ※については任意提出とする。
11		各階平面図・屋根伏図	
12		各面の立面図	
13		断面図	
14		内部仕上表	
15		緑地計画図	
16		空調機器リスト ※	
17		空調ダクト系統図 ※	
18		空調配管系統図 ※	
19		給排水系統図 ※	
20		電気設備系統図 ※	
21		照明関係図 ※	
22		情報通信系統図 ※	
23	根拠資料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「法」という。）第12条第1項に規定する計画書の内容または法第19条第1項前段の規定による届出の内容	左記の計画書又は届出がない場合は、それに準じた評価を行い、その評価結果を添付すること。
24		計算書	昼光率、壁長さ比率、木材使用率等数値を伴う評価項目についての計算書
25		高評価根拠資料	評価項目において3点を上回る評価点を付けた項目に係る根拠資料

26		測定データ (騒音、照度、室温、湿度、平均気 流速度、化学汚染物質、年間消費エ ネルギー)	評価項目において3点以下の場 合は、任意提出とする。
27	委任状		建築主に代わって設計者等が届 出を行う場合
28	その他市長が必要と認める資料		

(宛先) 京 都 市 長

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名)

### CASBEE 京都届出書

CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及び CASBEE 京都 - 改修並びに戸建住宅における環境配慮性能の評価の提出に関する要綱第3条から第5条までの規定に基づき、次のとおり提出します。

1 建築主 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】
2 建築物概要 【名 称】 【郵便番号】 【所 在 地】 【用 途】 【延べ面積】 【CASBEE 種別】 <input type="checkbox"/> 既存(戸建住宅以外) <input type="checkbox"/> 既存(戸建) <input type="checkbox"/> 改修(戸建住宅以外)
3 届出内容の公表について 【届出の公表】 <input type="checkbox"/> 公表可 <input type="checkbox"/> 公表不可
4 設計者 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【氏名等の公表】 <input type="checkbox"/> 公表可 <input type="checkbox"/> 公表不可
5 代理人 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】 【FAX 番号】 【メールアドレス】

(宛先) 京 都 市 長

住所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)

氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者名)

## CASBEE 京都変更届出書

CASBEE 京都 - 既存、CASBEE 京都 戸建 - 既存及び CASBEE 京都 - 改修並びに戸建住宅における環境配慮の性能の評価の提出に関する要綱第8条の規定に基づき、次のとおり変更届を提出します。

1 建築主 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】
2 建築物概要 【名 称】 【郵便番号】 【所 在 地】 【用 途】 【延べ面積】 【CASBEE 種別】 <input type="checkbox"/> 既存(戸建住宅以外) <input type="checkbox"/> 既存(戸建) <input type="checkbox"/> 改修(戸建住宅以外)
3 変更理由及び概要
4 代理者 【氏 名】 【郵便番号】 【住 所】 【電話番号】 【FAX 番号】 【メールアドレス】